

## せき柱の取扱施設調査

1	監視指導実施施設			280 施設
2	監視指導実施施設の業種別施設数(延べ数)			
	飲食店営業	243 施設	食肉処理業	3 施設
	食肉製品製造業	248 施設	食肉販売業	10 施設
	食用油脂製造業	47 施設	その他	2 施設
3	食品衛生法第11条第1項に基づく牛せき柱の基準について承知しているか。			
	承知していた施設	0 施設		
	承知していない施設	243 施設		
4	牛のせき柱とこれが付着した肉を骨とともに機械的にミンチまたは細切りする方法により食肉処理が行われていないか。			
	行われている施設	0 施設		
	行われていない施設	0 施設		
5	重要な指摘事項がないか			
	指摘事項あり	0 施設		
	施設指摘事項なし	0 施設		
6	牛のせき柱の最終処理方法について			
	(1) 化製場で処理している			0 施設
	(2) 産業廃棄物処理業者に委託し処理している			119 施設
	(3) 市町村等の産業廃棄物処理施設で処理している			102 施設
	(4) 一般廃棄物として処理している			2 施設
	(5) その他の処理方法			5 施設